第四十四条の四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第四十四条の五の見出しを「（特定信頼性向上設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人で放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、災害対策用基幹放送設備等（同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は災害対策用基幹放送設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該災害対策用基幹放送設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該災害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該災害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該災害対策用基幹放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十五条第一項中「第四号」を「又は第三号」に、「から第四号まで」を「第五号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項の表の第二号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第三号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

四　沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）

第四十五条第二項の表の第二号の上欄中「及びこれに類する地区として政令で定める区域」を削り、同表に次の一号を加える。

三　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの	

第四十六条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）」を削る。

第四十六条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第四十六条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四十七条の二第一項中「とする。）」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の三十とする。）」に改め、同条第三項中「並びに第三号」を「、第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号」に改め、同項第二号中「ついては」を「ついては」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、ロに掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第五十二条の二第一項中「第四十二条の六第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項」に改め、「第四十二条の十二の三第一項」の下に「、第四十二条の十二の五第一項」を加える。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の六」の下に「、第四十二条の十」を、「第四十二条の十二の三」の下に「、第四十二条の十二の五」を加える。

第五十五条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）」を「特定株式等」に改め、「又は貸倒れ」を削り、「の下欄に掲げる」を「に定める」に改め、「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　資源開発事業法人（第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）　百分の三十

二　資源開発投資法人（第四号に掲げる法人に該当するものを除く。）　百分の三十

三　資源探鉱事業法人　百分の九十

四　資源探鉱投資法人　百分の九十

第五十五条第二項第六号中「新増資資源株式等」を「特定株式等」に改め、「又は債権」を削り、同号イ及びロ中「分社型分割」の下に「若しくは現物出資」を加え、同号ハ及び同項第七号を削り、同条第四項中「又は資源特定債権（同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「又は資源特定債権」を削り、同項第五号中「又は資源特定債権」及び「当該特定法人の株式等について」を削り、同条第五項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該海外投資等損失準備金の金額については」を削り、同条第九項中「特定法人の」の下に「第二項第六号の」を加え、「又は貸倒れ」及び「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同条第十一項、第十四項、第十八項及び第二十二項中「又は資源特定債権」を削り、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「前項」を「第八項」に、「特定株式等」を「第二項第六号の特定株式等」に、「同項から第二十五項まで」を「第一項から第七項まで及び第九項から前項まで」に改め、同項を同条第二十六項とする。

第五十五条の二から第五十五条の四までを次のように改める。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第五十五条の二　青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第四項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場合には当該投資事業有限責任組合の産